

平成22年 第2回 定例会

# 田原本町議会会議録

平成22年6月11日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

---

## 1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

---

## 1, 欠席議員 (0名)

---

## 1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 議事係長 植田知孝君

---

## 1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 森口淳君
総務部長 中島昭司君	総務部参事 石本孝男君
住民福祉部長 松田明君	生活環境部長 平井洋一君
産業建設部長 高村吉彦君	水道部長 吉川建君

総務課長	鍬田芳嗣君	監査委員	植宏君
教育委員長	里見大聞君	教育長	濱川利郎君
教育次長	松原伸兆君	会計管理者	東口豪君
選挙管理委員会 事務局長	駒井啓二君	農業委員会 事務局長	小泉義次君

---

平成22年田原本町議会第2回定例会議事日程

6月11日（金曜日）

○開 議（午前10時）

○委員長報告

○質 疑

○討 論

○採 決

○閉会中の継続審査について

○議長閉会挨拶

○町長閉会挨拶

○閉 会

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

午前10時00分 開議

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。  
よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

---

---

委員長報告（報第5号より議第33号までの15議案について）

○議長（松本宗弘君） 去る7日の本会議において一括上程されました報第5号、田原本町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告より、議第33号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する市町村の数の減少及び奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更についてまでの15議案については、各所管の委員会におのおの付託されておりますので、この際一括議題といたします。

それでは、ただいまより各委員長の報告を求めることにいたします。

厚生環境常任委員会委員長、11番、松本美也子議員。

（11番 松本美也子君 登壇）

○11番（松本美也子君） 議長のご指名によりまして、厚生環境常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成22年田原本町議会第2回定例会におきまして、厚生環境常任委員会に付託されました議案につき、去る6月9日午前10時より委員会を開催し、全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審議いたしました経過並びに結果について報告を申し上げます。

まず、報第7号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、地方税法等の改正により、基礎賦課限度額が47万円から50万円に引き上げられたこと、後期高齢者支援金等賦課限度額が12万円から13万円に引き上げられたこと、特例対象被保険者等に係る軽減措置が創設されたこと、及びそれに伴う条文整備でございます。

施行日等の関係から、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年3月31日付けで専決処分されたものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、報第8号、田原本町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、奈良県療育手帳制度実施要綱の改正による条文整備でございます。

施行日等の関係から、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年5月19日付けで専決処分されたものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、報第9号、和解についての専決処分の報告につきましては、田原本町指定ごみ袋窃取事件について、相手方より早期和解により被害額を弁償したい旨の申し入れがあり、町においても和解による早期解決をすることが適切であると判断して、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年4月8日付けで専決処分されたものであり、当委員会では全員賛成で了承いたしました。

次に、議第24号、平成22年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正予算額は728万3,000円の増額で、予算規模は20億2,400万1,000円となります。

補正内容につきましては、歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、728万3,000円の増額につきましては、これからの高齢化社会の介護の支援体制の強化を図るために、国のモデル事業として、地域包括支援センター等のコーディネート機能の強化や地域課題に対応するために地域支援を担えるボランティアを養成する等、地域包括ケア推進事業を本年度と来年度の2年間で実施されるものでございます。

補正財源につきましては、国庫支出金であり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第33号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する市町村の数の減少及び奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更につきましては、組合が生駒市より移管を受けた債務について、平成22年3月31日ですべて償還が終了したことにより、生駒市を脱退させることとなったため、地方自治法第286条第1項に基づき、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する市町村の数の減少及び奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更することについて、同法第290条の規定に基づきまして、議会の議決を求められたもので

あり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 産業建設常任委員会委員長、5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） 議長のご指名によりまして、産業建設常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成22年田原本町議会第2回定例会において、当委員会に付託されました議案につき、去る6月9日午後1時から全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求めて、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

初めに、議第29号、公共下水道事業（公）第22-1号工事請負契約締結につきましては、多地内の町道多東西線及び多6・13・14・19号線他において、小口径推進工法及び開削工法による下水道管布設工事、工事延長774.8メートルを施工するもので、指名競争入札の結果、契約金額6,147万1,200円で、田原本町大字八田398番地の2、安井建設株式会社、代表取締役 安井正成と、議第30号、公共下水道事業（公）第22-2号工事請負契約締結につきましては、西代・今里・唐古地内の町道唐古・今里線及び西代4・5・9・10号線他において、小口径推進工法及び開削工法による下水道管布設工事、工事延長565.65メートルを施工するもので、指名競争入札の結果、契約金額4,878万4,050円で、奈良市高天町38番地の3、株式会社森本組 奈良営業所、所長 谷口清茂と、議第31号、公共下水道事業（公）第22-3号工事請負契約締結につきましては、宮森地内の主要地方道大和高田・桜井線の南側歩道部において、小口径推進工法による下水道管布設工事、工事延長313.5メートルを施工するもので、指名競争入札の結果、契約金額4,498万4,100円で、田原本町大字味間255番地の3、株式会社浦谷組、代表取締役 浦谷宗孝と、それぞれ請負契約を締結されるものであります。

議第29号より議第31号までの3議案につきまして、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました議案につきましては、それぞれご報告申し上げ

たとおりでございます。

なお、付託案件外であります。建設課より、原告・梅川泰嗣が、被告・田原本町長 寺田典弘に対して、平成15年8月15日付けの、町道での原動機付自転車の自損事故に係る損害賠償請求事件の経過報告を受けたもので、平成22年7月13日に2審での損害賠償請求事件の判決が予定されており、判決の内容によっては、控訴、または賠償金を受諾する場合もあることから、控訴期限や損害賠償金の支払期限との関係により専決処分したい旨の報告を当委員会は受けたものであります。

同じく付託案件外であります。まちづくり推進室より、3月12日の本会議におきまして採択しました「軽量鉄骨住宅耐震診断補助の請願」の処理経過の報告について、平成23年度から実施に向けた制度の策定を図っていく旨の報告を当委員会は受けたものであります。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 総務文教常任委員会委員長、7番、竹邑利文議員。

（7番 竹邑利文君 登壇）

○7番（竹邑利文君） 議長のご指名によりまして、総務文教常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成22年田原本町議会第2回定例会におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案につき、去る6月9日午後2時より委員会を開催し、全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審議をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、報第5号、田原本町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、平成22年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、4月1日及び6月1日より施行された部分について、施行期日の関係から地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年3月31日付けで専決処分をされたものであります。

改正内容は、個人町民税につきまして、公的年金所得と給与所得の両方を有する65歳未満の方について、公的年金所得に係る所得割を給与所得に係る均等割及び所得割の特別徴収の際に合算して徴収するように改められたものであり、当委員会

は全員賛成で了承いたしました。

次に、報第6号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、先の地方税法の改正により条文を整備されたものであり、施行期日の関係から地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年3月31日付けで専決処分をされたものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第25号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業法等の改正により、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正が本年6月30日から施行されることに伴う改正で、改正内容は3歳未満の子をもつ職員が、子を養育するために時間外勤務免除の請求をした場合、その職員の業務を処理することが著しく困難である場合や災害時を除き、時間外勤務を制限する規定の整備及び今回の法改正により条文を整備されるもので、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第26号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議第25号と同様に、育児休業法等の改正により、本年6月30日から施行されることに伴う改正で、改正内容は、職員の配偶者の就業の有無や育児短時間勤務の取得の有無等の状況にかかわらず育児休業等をするに加えて、子の出生の日から57日間の期間内に育児休業（通称 産後パパ育休）をすることができ、また夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず再び育児休業をすることができる規定の整備及び今回の法改正により条文を整備されるもので、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第27号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の給与は、地方公務員法第25条第2項の規定により、「法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。」とされており、従来から規定を設けずに町職員互助会費等のチェックオフ（給与天引き）を行ってきたことを明確にされるもので、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第28号、田原本町税条例の一部を改正する条例につきましては、先の税制改正により、子ども手当等の支給に関連して、平成24年度から個人町民税の16歳未満の扶養控除が廃止されることに伴い、給与所得者や公的年金所得者につ

いての扶養親族の申告規定を設けられるものや、上場株式に係る配当や譲渡所得についての個人町民税の税率軽減の特例が平成23年12月31日で廃止されるのに伴い、新たに少額上場株式に係る非課税措置の特例を設けられるものであります。さらに、たばこ税につきまして、平成22年10月より税率を1,000本当たり3,298円から4,618円に引き上げられるものであります。

これらは地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、平成22年10月1日以降に施行される部分の規定を整備されるもので、当委員会では賛成多数で了承いたしました。

次に、議第32号、田原本小学校002-1・001棟耐震補強等工事請負契約締結につきましては、田原本小学校本館、東館の耐震補強等工事を施工されるもので、指名競争入札の結果、契約金額7,247万8,350円で、奈良市油阪町14番地、株式会社浅沼組 奈良営業所、所長 大西宏次と工事請負契約を締結されるもので、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、付託案件外ではありますが、都市計画法における市街化区域の指定を不服として、市街化区域農地として課税した固定資産税の過納額の返還を求めて提訴のあった平成21年第11号過誤納付金還付請求事件、並びに当該土地の評価額についての固定資産評価審査委員会への審査申し出が棄却されたことについて、決定の取り消しを求めた平成21年第18号固定資産評価審査決定取消請求事件についての奈良地方裁判所の判決があり、いずれも本町が勝訴いたしましたが、原告の敗訴による控訴期間が2週間以内となっていることから、控訴されなかった場合には、裁判の終結により委託弁護士への成功報酬が生じ、また原告が控訴した場合には、それに伴う着手金が生じますので、補正予算の専決処分をさせていただきたい旨の申し出がありました。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして各委員長の報告を終わります。

それではただいまから各委員長の報告に対し質疑を許します。質疑ありませんか。  
9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっと確認だけなんですけども、産業建設常任委員会の委



員長にお伺いします。

議第29号の契約金額は幾らと報告されましたか。それだけ確認したいです。

○議長（松本宗弘君） 産業建設常任委員会委員長、5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 議第29号の契約金額ですね。

○議長（松本宗弘君） そうです。

○5番（古立憲昭君） 6,147万1,200円でございます。（「ありがとうございます」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。3番、森議員。

（3番 森 良子君 登壇）

○3番（森 良子君） 議長のお許しをいただきまして、日本共産党議員団を代表して反対討論をいたします。

まず、報第7号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について反対意見を申し上げます。

この改正には非自発的離職者に対する課税の特例があります。実社会には、本当は非自発的離職であるにもかかわらず自己都合退職に追い込まれる実態が多数あり、この特例でフォローできる範囲は限定されます。しかし、職を失う実態に配慮された制度の創設を評価し賛同するものです。

ところが、この改正には課税限度額、医療分を47万円から50万円に、支援分を12万円から13万円に引き上げることが提案されています。「地方税法等で限度額が引き上げられた」とか、「高額所得者への負担の増加」と説明されました。しかし、行政から示された資料には、所得額155万円にもかかわらず限度額を超過している方がいる課税の実態が明示されていました。町の答弁では、最初否認されていましたが、後から渋々認められました。これは課税限度額の引き上げの影響を全く検討されてこなかったことを示しておられます。そのことが地方税法等が改正されたら自動的に限度額を引き上げるという趣旨説明に表れています。

本町は4方式を採用し資産割課税を行っておられます。その結果、所得が低くても多大な国保税を納めている方がおられます。そのような方にさらなる負担を強要する改正です。町の実態と限度額引き上げのもたらす結果を全く考慮せずに提案、専決処分された本改正に反対します。

次に、議第28号、田原本町税条例の一部を改正する条例について反対の意見を申し上げます。

この改正には15歳以下の扶養控除が子ども手当創設に伴い廃止されたことにより、均等割と所得割の非課税を判断することが困難になったことを受けて、扶養親族報告書を提出させることを追加されています。この追加については異議なく賛成いたします。しかし、非課税口座内上場株式等の譲渡にかかる町民税の所得計算の特例については異議を唱えるものです。

証券優遇税制（本来20%の税負担すべきところを10%に、半分に減額、優遇していた制度）を廃止するに当たって、その一部救済をするため新設されたのが非課税口座制度です。今年100万円、来年100万円、再来年100万円と合計300万円までの上場株式等の資産の配当と譲渡益に対して住民税を非課税とする制度です。

今、所得がなくても大変重い住民税や国保税に苦しんでおられる方が多くおられます。商売がかつて経験したことがないほど低調にもかかわらず、大変重い住民税や国保税に苦しんでいる方も多くおられます。そのことを考えると金額が300万円に限定されたとは言え、金融資産を非課税にすることは資産家優遇制度です。負担能力に応じて負担していただく税の公平性、所得再配分機能を歪めるものであり、認めることはできません。

また、たばこ税の値上げも提案されています。

たばこが健康に悪い影響を与えることは予断のない事実です。しかし、今回の値上げは、たばこの害を口実にした単なる値上げです。税収不足を補うため、手っ取り早いたばこ税の値上げが実施されたものです。私は、たばこは吸いませんが、このような場当りの負担を住民に押しつけることに反対いたします。

議員の皆さん、もう一度ご検討いただき、不当な税等の負担を認めない意思を一緒に示されることを求めて、日本共産党議員団を代表しての反対討論といたします。

す。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは議長の許可をいただきまして賛成討論をさせていただきます。

報第9号、和解についての専決処分の報告について賛成討論をいたします。今年の1月に明らかになった、ごみ袋の管理の甘さに付け込んだごみ袋窃取事件の和解の報告です。

その中身は、警察等の捜査で判明した窃取ごみ袋36箱分の代金を弁償するというものです。内容的には合理的なものと判断しております。そこで、なくなった56箱との差、20箱について確認をしました。残念ながら返ってきた答えは、逮捕された職員がすべて窃取したものと決めつけておられるというものでした。実際はそうだったかもしれません。しかし、他の職員が絡んでいないことを管理者が得心できるだけの調査をすることが必要だったことを指摘いたします。職員との信頼関係があつて、初めて職員も安心して働けるし、前を向いて出発できるのではないのでしょうか。

このような不正行為を防ぐために町がとられた対策は、部課長会議で職務規律を徹底した。全職員に対して職員研修会を行った等です。公務員はこうあるべきだ、こうあらねばならないと強調されたようです。しかし、これだけで本当に改善されるのでしょうか。

ここで職員の話をもつて1つ紹介します。先日、これまで疑問に思っていたことを「  
」に質問しました。「  
」、  
こんなやる気を持って仕事をすることが大切です。全職員が自らの仕事にやる気をもって取り組むそんな職場にしてください。これは町長の仕事です。

議第25号と議第26号で育児休暇をとりやすいように条例は改正されますが、実際に男子職員が育休をとれるよう現場の状況を把握することもその1つです。また人は弱いものです。私が民間で働いていたときに見知った中では、パチンコにの

めり込んで生活費にも困っておられた人がありました。また、消費者ローンに手を出して自転車操業に追いやられている人もありました。おいしい投資話に飛びついて大きな損害を背負い込んだ人もありました。そんな状態になる前に相談できる職場になる必要もあります。「公務員はこうあるべきだ」と説くだけでなく、悩みを打ち明けられる職場にし、やる気を引き出す人事、育成、動機づけを行い、このような不正行為が二度と起こらないような役場にされることを求めて、報第9号の和解に賛同いたします。

○議長（松本宗弘君） ほかに討論ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それではこれより採決に入ります。

まず、報第5号、田原本町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして報第6号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして報第7号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして報第8号、田原本町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして報第9号、和解についての専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして議第24号、平成22年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして議第25号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして議第26号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決さ

れました。

続きまして議第27号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして議第28号、田原本町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして議第29号、公共下水道事業（公）第22-1号工事請負契約締結についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして議第30号、公共下水道事業（公）第22-2号工事請負契約締結についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして議第31号、公共下水道事業（公）第22-3号工事請負契約締結についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして議第32号、田原本小学校002-1・001棟耐震補強等工事請負契約締結についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして議第33号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する市町村の数の減少及び奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました報第5号より議第33号までの15議案については、すべて議了いたしました。

---

---

#### 閉会中の継続審査について

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。それぞれの委員長より、審査中の事件について閉会中の継続審査に付したいとの申し出がありますが、これに付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、それぞれ委員長の申し出どおり、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査に付することにいたします。

以上をもちまして今期定例会の日程はすべて終了いたしました。よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は去る7日に開会し、本日までの5日間の長きにわたり、終始熱心に

慎重審議を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、まもなく梅雨となります。暑さにもわかに加わります折から、皆様におかれましてはお体に十分ご自愛をいただき、町勢発展のために一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

---

#### 町 長 閉 会 挨 拶

○議長（松本宗弘君） それでは閉会に当たりまして、町長よりあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のお許しをいただきまして、平成22年田原本町議会第2回定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、去る6月7日から本日までの長きにわたりまして、提案させていただきました各議案につきまして、慎重にご審議を賜り、しかも各議案すべて原案どおりご議決、ご承認をいただきましたことにつきまして厚く御礼を申し上げます。

また、会期中の本会議並びに委員会審議を通じまして賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分その意を体しまして、今後の町政運営の中で検討を重ねながら取り組んでまいりたいと考えている次第でございます。

これから暑さ厳しい季節となりますが、議員各位におかれましては、ご健康に十分ご留意をいただきまして、今後とも本町発展のため、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、まことに簡単でございますが閉会のあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） それではこれにて閉会をいたします。

ありがとうございました。

午前10時42分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により署名する

田原本町議会議長 松本宗弘

田原本町議会議員 辻 一夫

田原本町議会議員 吉田容工

田原本町議会議員 植田昌孝